

○文部科学省防災業務計画新旧対照表

(赤字傍線部分は修正箇所)

修 正 後		現 行	
文部科学省防災業務計画		文部科学省防災業務計画	
平成 13 年 1 月 6 日 12 文科人第 28 号 文部科学大臣決定		平成 13 年 1 月 6 日 12 文科人第 28 号 文部科学大臣決定	
沿革	平成 16 年 4 月 1 日文科施第 1 号修正 平成 16 年 5 月 20 日文科施第 63 号修正 平成 16 年 10 月 27 日文科施第 323 号修正 平成 18 年 7 月 10 日文科施第 164 号修正 平成 20 年 6 月 30 日文科施第 138 号修正 平成 24 年 11 月 20 日文科施第 353 号修正 平成 26 年 2 月 5 日文科施第 450 号修正 平成 26 年 6 月 12 日文科施第 136 号修正 平成 27 年 10 月 1 日文科施第 322 号修正 平成 28 年 4 月 1 日文科施第 610 号修正 平成 30 年 10 月 16 日文科施第 246 号修正 令和 元年 12 月 19 日文科施第 179 号修正 令和 2 年 11 月 17 日文科施第 300 号修正 令和 3 年 6 月 25 日文科施第 89 号修正 令和 4 年 11 月 24 日文科施第 350 号修正 令和 5 年 9 月 1 日文科施第 437 号修正	沿革	平成 16 年 4 月 1 日文科施第 1 号修正 平成 16 年 5 月 20 日文科施第 63 号修正 平成 16 年 10 月 27 日文科施第 323 号修正 平成 18 年 7 月 10 日文科施第 164 号修正 平成 20 年 6 月 30 日文科施第 138 号修正 平成 24 年 11 月 20 日文科施第 353 号修正 平成 26 年 2 月 5 日文科施第 450 号修正 平成 26 年 6 月 12 日文科施第 136 号修正 平成 27 年 10 月 1 日文科施第 322 号修正 平成 28 年 4 月 1 日文科施第 610 号修正 平成 30 年 10 月 16 日文科施第 246 号修正 令和 元年 12 月 19 日文科施第 179 号修正 令和 2 年 11 月 17 日文科施第 300 号修正 令和 3 年 6 月 25 日文科施第 89 号修正 令和 4 年 11 月 24 日文科施第 350 号修正 令和 5 年 9 月 1 日文科施第 437 号修正

令和 6 年 6 月 10 日文科施第 185 号修正 令和 7 年 9 月 1 日文科施第 434 号修正 <u>令和 8 年 9 月 4 日文科施第 444 号修正</u>	令和 6 年 6 月 10 日文科施第 185 号修正 令和 7 年 9 月 1 日文科施第 434 号修正
目 次	目 次
第 1 編 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	第 1 編 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第 2 編 地震災害対策	第 2 編 地震災害対策
第 1 章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	第 1 章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第 2 章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	第 2 章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第 3 章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>11</u>	第 3 章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>10</u>
第 4 章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 12	第 4 章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 12
第 3 編 津波災害対策	第 3 編 津波災害対策
第 1 章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	第 1 章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第 2 章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	第 2 章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第 3 章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	第 3 章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
第 4 章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 16	第 4 章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 16
第 4 編 風水害、火山災害その他の災害対策	第 4 編 風水害、火山災害その他の災害対策
第 1 章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	第 1 章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第 2 章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	第 2 章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第 3 章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	第 3 章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
第 4 章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 18	第 4 章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 18
第 5 編 原子力災害対策	第 5 編 原子力災害対策
第 1 章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19	第 1 章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第4章 地域防災計画の作成の支援・・・・・・・・・・	21	第4章 地域防災計画の作成の支援・・・・・・・・・・	21
第6編 大規模な事故による災害対策		第6編 大規模な事故による災害対策	
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・	22	第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・	22
第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画・・・・・	23	第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画・・・・・	23
第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・	27	第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・	27
第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・	33	第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・	33
第1編 総 則		第1編 総 則	
第1節 (略)		第1節 (略)	
第2節 この計画の目標		第2節 この計画の目標	
この計画においては、次に掲げる目標 の 達成に努める。その際、感染症対策についても配慮するものとする。 <u>また、本計画は、今後の科学技術の進展に伴い、その研究成果等を取り入れ、必要に応じて修正を行う。</u>		この計画においては、次に掲げる目標達成に努める。その際、感染症対策についても配慮するものとする。	
(1) 学校その他の教育研究機関（以下「学校等」という。）における幼児、児童、生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、大学の附属病院（以下「大学病院」という。）における患者等並びに研究開発機関等の関係機関の職員等の生命、身体を安全を図ること。		(1) 学校その他の教育研究機関（以下「学校等」という。）における幼児、児童、生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、大学の附属病院（以下「大学病院」という。）における患者等並びに研究開発機関等の関係機関の職員等の生命、身体を安全を図ること。	

(2) 災害による教育研究遂行上の障害を取り除き、教育研究活動の実施を確保すること。 (3) 学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備並びに研究開発機関等の関係機関の土地、施設及び設備の防護、復旧に万全を期すること。 (4) 防災に関する研究活動等の効率化と強化を図ること。 (5) 原子力施設及び運搬中の核燃料輸送物（以下「原子力施設等」という。）に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生において、原子力災害対策本部等の要請に基づき、必要な協力を行い、被害の拡大防止に努めること。 (6) 被災者の救援活動に関し、的確な連携、協力を行うこと。	(2) 災害による教育研究遂行上の障害を取り除き、教育研究活動の実施を確保すること。 (3) 学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備並びに研究開発機関等の関係機関の土地、施設及び設備の防護、復旧に万全を期すること。 (4) 防災に関する研究活動等の効率化と強化を図ること。 (5) 原子力施設及び運搬中の核燃料輸送物（以下「原子力施設等」という。）に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生において、原子力災害対策本部等の要請に基づき、必要な協力を行い、被害の拡大防止に努めること。 (6) 被災者の救援活動に関し、的確な連携、協力を行うこと。 <u>(7) 本計画は、今後の科学技術の進展に伴い、その研究成果等を取り入れ、必要に応じて修正を行う。</u>
第3節 防災体制の確立 第1 文部科学省における防災体制の整備 (1) 防災に関する事務分掌 文部科学省の所掌する防災に関する事務は、文部科学省組織令（平成12年政令第251号）に規定する大臣官房及び各局並びにスポーツ庁の所掌事務に係る防災に関する事務とする。<u>なお、その事務処理に当たっては、この計画において定めた諸計画に基づいて、それぞれ関係局課の所掌事務に応じ、組織的、計画的に実施するとともに、相互の連絡協調を図り、この計画の目標の達成に努める。</u>	第3節 防災体制の確立 第1 文部科学省における防災体制の整備 (1) 防災に関する事務分掌 文部科学省の所掌する防災に関する事務は、文部科学省組織令に規定する大臣官房及び各局並びにスポーツ庁の所掌事務に係る防災に関する事務とする。その事務処理は、この<u>防災業務</u>計画において定めた諸計画に基づいて、それぞれ関係局課の所掌事務に応じ、組織的、計画的に実施するとともに、相互の連絡協調を図り、この計画の目標の達成に努める。

また、政務三役が会議等を通じ防災業務全体を総括し、重要事項について迅速かつ適切な判断ができるよう、それぞれ関係局課の所掌事務に応じ、必要な情報の収集及び伝達を組織的、計画的に実施する。 (2) (略) (3) 文部科学省非常災害対策本部 - 文部科学大臣は、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認めるときは、応急対策について万全の措置を講ずるため、本省に文部科学省非常災害対策本部を設置する<u>ことができる</u>。 文部科学省非常災害対策本部の組織及び必要な事項については、別に定める。 ただし、原子力施設等での事故に関しては、第5編に定めるとおりとする（以下本節第1 <u>(4)</u>～(7)における対策本部等において同じ）。 (4) (略) (5) 文部科学省災害情報連絡室 - 災害発生後の初動期等における迅速かつ適切な情報収集、連絡活動を行うため、本省に文部科学省災害情報連絡室を設置することができる。 文部科学省災害情報連絡室の組織及び必要な事項については、別に定める。 (6) 災害対策関係省庁連絡会議、政府<u>災害</u>対策本部等への対応 - 災害対策関係省庁連絡会議、政府<u>災害</u>対策本部、政府現地災害対策本部、政府現地調査団等が開催又は設置された場合、関係職員を参画させ、災害対策の連絡調整等の円滑な実施に努める。その際、文部科学省非常	また、政務三役が会議等を通じ防災業務全体を総括し、重要事項について迅速かつ適切な判断ができるよう、それぞれ関係局課の所掌事務に応じ、必要な情報の収集及び伝達を組織的、計画的に実施する。 (2) (略) (3) 文部科学省非常災害対策本部<u>等</u> - 文部科学大臣は、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認めるときは、応急対策について万全の措置を講ずるため、本省に文部科学省非常災害対策本部を設置する。 文部科学省非常災害対策本部の組織及び必要な事項については、別に定める。 ただし、原子力施設等での事故に関しては、第5編に定めるとおりとする（以下本節第1 <u>(3)</u>～(7)における対策本部等において同じ）。 (4) (略) (5) 文部科学省災害情報連絡室 - 災害発生後の初動期等における迅速かつ適切な情報収集、連絡活動を行うため、本省に文部科学省災害情報連絡室を設置することができる<u>ものとする</u>。 文部科学省災害情報連絡室の組織及び必要な事項については、別に定める。 (6) 災害対策関係省庁連絡会議、政府対策本部等への対応 - 災害対策関係省庁連絡会議、政府対策本部、政府現地災害対策本部、政府現地調査団等が開催又は設置された場合、関係職員を参画させ、災害対策の連絡調整等の円滑な実施に努める。その際、文部科学省非常災
--	--

災害対策本部等と参画させた職員との間で、密接な連絡調整を図り、防災業務が総合的かつ有機的に実施されるように努める。 (7) (略) (8) 文部科学省を含む首都圏が被災した場合の措置 ・ (略) ・ 文部科学省において業務を行うことが困難な場合、政府災害対策本部との連携に十分留意し、関係機関の協力を得て、代替機能を確保する措置を検討する。 (9) (略) 第2～第4 (略) 第2編 地震災害対策 第1章 災害予防 第1節 (略) 第2節 防災上必要な教育の実施 (1)～(2) (略) (3) 防災意識の普及 ・ 公民館等の社会教育施設及びPTA、青年団体、婦人団体等の社会教育関係団体並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構その他の関係団体の諸活動を通じ、防災意識の普及を図る。 第3節 防災上必要な訓練の実施 (1) 文部科学省における防災訓練 ・ (略)	災害対策本部等と参画させた職員との間で、密接な連絡調整を図り、防災業務が総合的かつ有機的に実施されるように努める。 (7) (略) (8) 文部科学省を含む首都圏が被災した場合の措置 ・ (略) ・ 文部科学省において業務を行うことが困難な場合、政府の災害対策本部との連携に十分留意し、関係機関の協力を得て、代替機能を確保する措置を検討する。 (9) (略) 第2～第4 (略) 第2編 地震災害対策 第1章 災害予防 第1節 (略) 第2節 防災上必要な教育の実施 (1)～(2) (略) (3) 防災意識の普及 ・ 公民館等社会教育施設及びPTA、青年団体、婦人団体等社会教育関係団体並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構その他の関係団体の諸活動を通じ、防災意識の普及を図る。 第3節 防災上必要な訓練の実施 (1) 文部科学省における防災訓練 ・ (略)
--	--

- ・ 具体的に訓練の目的や災害種別・規模等を想定し、この計画に基づき、情報収集、伝達訓練、非常参集訓練、本部設置訓練、応急対策訓練等の必要な訓練を実施する。
- ・ 政府の総合防災訓練、関係機関等の行う防災訓練に積極的に文部科学省の関係職員を参加させ、防災業務に関する連携に努める。

(2) 学校等の防災訓練

- ・ 学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底が図られるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

その際、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携にも留意するよう指導及び助言を行う。

第4節 文教施設・設備等の災害予防対策

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、災害による文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の被害を予防し、人命の安全を確保し、教育研究活動その他の活動遂行上の障害を取り除くため、設置者は次の計画について実施するとともに、文部科学省は関係機関に対し、指導、助言及び援助を行う。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）や同法に基づき策定された国土強靱化基本計画等を踏まえ、文教施設の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等を推進する。

その際、国民保護と自然災害等の双方を想定した避難施設のデュアルユースを推進する環境整備に取り組む必要があることに留意する。

- ・ 具体的に訓練の目的や災害種別・規模等を想定し、文部科学省防災業務計画に基づき、情報収集、伝達訓練、非常参集訓練、本部設置訓練、応急対策訓練等の必要な訓練を実施する。
- ・ 政府の総合防災訓練、関係機関等の行う防災訓練に積極的に関係職員を参加させ、防災業務に関する連携に努める。

(2) 学校等の防災訓練

- ・ 学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底が図られるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第4節 文教施設・設備等の災害予防対策

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、災害による文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の被害を予防し、人命の安全を確保し、教育研究活動その他の活動遂行上の障害を取り除くため、設置者は次の計画について実施するとともに、文部科学省は関係機関に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）やそれに基づき策定された国土強靱化基本計画等を踏まえ、文教施設の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等を推進する。

第1～第2 (略) 第3 設備・備品の安全対策 - 震災等の災害において、設備・備品の転倒、破損等による被害を防護するため、テレビ、パソコン、事務機器、図書館の書架、医療機器等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等<u>の</u>危険物管理の徹底を図る<u>などの</u>適切な予防措置を講ずる。 第4 (略) 第5 危険物等の保安対策 - 学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油その他の危険物の保安に関し、災害発生時におけるこれらの使用の停止、又は安全な場所への移動などについてあらかじめ計画を定める<u>などの</u>適切な予防措置を講ずる。 - 放射性物質、病原微生物及び実験動物を管理する大学等においては、これらに<u>よる</u>災害を防止するため、関係法令に従い、適切な災害予防措置を講ずる。 - 原子炉等を設置する大学等においては、<u>これら</u>による災害を予防するため、関係法令に従い、適切な災害予防に関する措置を講ずる。 第6 (略) 第5節 災害対策担当部局との連携強化 学校等が災害時の指定避難所等<u>、</u>ボランティア活動拠点<u>及び</u>応急仮設住宅の建設用地として利用される場合に備え、防災機能の充実、指定避難所等としての円滑な運営、早期の教育機能の回復への配慮などに関し、災害対策担当部局との連携が図られるよう関係機関に対し指導及び助言を行う。 第6節～第7節 (略) 第2章 災害応急対策	第1～第2 (略) 第3 設備・備品の安全対策 - 震災等の災害において、設備・備品の転倒、破損等による被害を防護するため、テレビ、パソコン、事務機器、図書館の書架、医療機器等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る<u>等</u>適切な予防措置を講ずる。 第4 (略) 第5 危険物等の保安対策 - 学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油その他の危険物の保安に関し、災害発生時におけるこれらの使用の停止、又は安全な場所への移動などについてあらかじめ計画を定める<u>等</u>適切な予防措置を講ずる。 - 放射性物質、病原微生物及び実験動物を管理する大学等においては、これらに<u>伴う</u>災害を防止するため、関係法令に従い、適切な災害予防措置を講ずる。 - 原子炉等を設置する大学等においては、<u>原子炉等</u>による災害を予防するため、関係法令に従い、適切な災害予防に関する措置を講ずる。 第6 (略) 第5節 災害対策担当部局との連携強化 学校等が災害時の指定避難所等<u>並びに</u>ボランティア活動拠点<u>、</u>応急仮設住宅の建設用地として利用される場合に備え、防災機能の充実、指定避難所等としての円滑な運営、早期の教育機能の回復への配慮などに関し、災害対策担当部局との連携が図られるよう関係機関に対し指導及び助言を行う。 第6節～第7節 (略) 第2章 災害応急対策
---	---

(略) 第1節 情報の収集、伝達 (1) 発災情報の把握 ・ 気象庁等の関係省庁との連絡を密にし、災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。 (2) 被害情報の収集・伝達 ・ (略) ・ 被害情報について被災地域の関係機関から必要な情報を収集する。情報収集の迅速化・効率化を図るため、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付は、被害情報の概要資料（被害報）の作成に必要な情報を関係機関から収集し、それらの情報を各局課に共有する。各局課は事務分掌に基づきその他必要な情報を収集し、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付（<u>文部科学省</u>非常災害対策本部が設置された場合は、文部科学省非常災害対策本部）に報告する。 ・ (略) ・ (略) 第2節 (略) 第3節 学校等における安全対策 (1) 児童生徒等の安全の確保 ・ 災害の状況に応じ、児童生徒等の安全対策や保護者を含めた安否確認等を速やかに実施するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 ・ <u>学校教育活動中に災害が発生し、授業を継続することが困難と思われ</u>	(略) 第1節 情報の収集、伝達 (1) 発災情報の把握 ・ 気象庁等関係省庁との連絡を密にし、災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。 (2) 被害情報の収集・伝達 ・ (略) ・ 被害情報について被災地域の関係機関から必要な情報を収集する。情報収集の迅速化・効率化を図るため、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付は、被害情報の概要資料（被害報）の作成に必要な情報を関係機関から収集し、それらの情報を各局課に共有する。各局課は事務分掌に基づきその他必要な情報を収集し、文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付（非常災害対策本部が設置された場合は、文部科学省非常災害対策本部）に報告する。 ・ (略) ・ (略) 第2節 (略) 第3節 学校等における安全対策 (1) 児童生徒等の安全の確保 ・ 災害の状況に応じ、児童生徒等の安全対策や保護者を含めた安否確認等を速やかに実施するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
--	--

<u>る場合、災害の規模等を勘案し、必要に応じ、臨時に授業を行わないこと等の措置を適切に講じるとともに、保護者への引渡し、学校での適切な保護又は児童生徒等の安全な場所への避難等を適切に行い、児童生徒等の安全対策に万全を期するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。</u> (2) (略) 第4節 教育に関する応急措置 (1) 施設・設備の安全点検、応急復旧等 ・ (略) ・ 施設・設備の安全点検に関し、被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、技術職員の派遣等^②技術的支援の実施に努める。 (2)～(6) (略) 第5節～第6節 (略) 第7節 災害発生時における危険物等の保安 ・ 放射性物質、病原微生物及び実験動物を管理する大学等に対し、災害発生時におけるこれらの保安のため、使用の停止又は安全な箇所への移動等^②必要な措置に関し、指導及び助言を行う。 ・ 原子炉等を設置する大学等に対し、災害発生時に<u>これらによる</u>放射能汚染の拡大を防止するため、管理上必要な措置に関し、指導及び助言を行う。 第8節 被災者の救護活動への連携、協力 (1) 物資等の援助 ・ 被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、物資、食料、被災	(2) (略) 第4節 教育に関する応急措置 (1) 施設・設備の安全点検、応急復旧等 ・ (略) ・ 施設・設備の安全点検に関し、被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、技術職員の派遣等技術的支援の実施に努める。 (2)～(6) (略) 第5節～第6節 (略) 第7節 災害発生時における危険物等の保安 ・ 放射性物質、病原微生物及び実験動物を管理する大学等に対し、災害発生時におけるこれらの保安のため、使用の停止又は安全な箇所への移動等必要な措置に関し、指導及び助言を行う。 ・ 原子炉等を設置する大学等に対し、災害発生時に<u>原子炉等の</u>放射能汚染の拡大を防止するため、管理上必要な措置に関し、指導及び助言を行う。 第8節 被災者の救護活動への連携、協力 (1) 物資等の援助 ・ 被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、物資、食料、被災
--	--

者受入れ施設の提供等の援助の促進が図られるよう、<u>被災地域外</u>の関係機関に対し、協力を要請する。 また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出しについて、<u>被災地域外</u>の関係機関に対し、協力を要請する。 (2)～(5) (略) 第9節 (略) 第3章 災害復旧、復興 第1節～第2節 (略) 第3節 教育研究活動の再開 (1)～(2) (略) (3) 学生生活の支援 ・ 災害により、下宿、アパート等<u>の</u>居住場所を失った学生、生徒に対し、必要に応じ、住宅を確保するため、関係機関に支援を要請するとともに、大学等において住宅情報の提供、あっせんが行われるよう指導及び助言を行う。 ・ (略) 第4章 地域防災計画の作成の基準 (略) 第1節 災害予防に関する事項 第1～第3 (略) 第4 文教施設・設備の災害予防対策に関する事項 (1)～(2) (略) (3) 災害時の設備、備品の転倒・破損等の防止対策や薬品等<u>の</u>危険物の管理に関すること。	者受入れ施設の提供等の援助の促進が図られるよう、<u>関係大学及び</u>関係機関に対し、協力を要請する。 また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出しについて、<u>関係都道府県及び</u>関係機関に対し、協力を要請する。 (2)～(5) (略) 第9節 (略) 第3章 災害復旧、復興 第1節～第2節 (略) 第3節 教育研究活動の再開 (1)～(2) (略) (3) 学生生活の支援 ・ 災害により、下宿、アパート等居住場所を失った学生、生徒に対し、必要に応じ、住宅を確保するため、関係機関に支援を要請するとともに、大学等において住宅情報の提供、あっせんが行われるよう指導及び助言を行う。 ・ (略) 第4章 地域防災計画の作成の基準 (略) 第1節 災害予防に関する事項 第1～第3 (略) 第4 文教施設・設備の災害予防対策に関する事項 (1)～(2) (略) (3) 災害時の設備、備品の転倒・破損等の防止対策や薬品等危険物の管理に関すること。
--	--

(4) (略) 第2節 災害応急対策に関する事項 第1 (略) 第2 施設・設備の緊急点検等に関すること ・ 災害が発生するおそれがある場合の施設・設備の緊急点検及び重要な教材、教具、書類等の安全な箇所への移動等<u>の</u>被災防止措置に関すること。 第3～第5 (略) 第6 災害時における危険物等の保安に関する事項 ・ 災害発生時における電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油その他の危険物の保安について必要な措置に関すること。 第7 (略) 第3節 (略) 第3編 津波災害対策 第1章 災害予防 (略) 第1節 防災に関する計画等の整備 <u>津波災害の発生時には</u>迅速な対応が<u>求め</u>られるため、避難経路、指定避難所等の設定及び点検や児童生徒等の保護者への引渡しの基準及び方法の設定等、あらかじめ対応マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づいた訓練を通して、避難完了するまでの時間の把握、明らかになった課題等の改善を行うことにより、児童生徒等の安全確保が適切に行われるものとなるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 <u>さらに</u>、外部の専門家の確認及び助言を受け改善を図る等、対応マニュアル	(4) (略) 第2節 災害応急対策に関する事項 第1 (略) 第2 施設・設備の緊急点検等に関すること ・ 災害が発生するおそれがある場合の施設・設備の緊急点検及び重要な教材、教具、書類等の安全な箇所への移動等被災防止措置に関すること。 第3～第5 (略) 第6 災害時における危険物等の保安に関する事項 ・ 災害発生時における電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油<u>等</u>その他の危険物の保安について必要な措置に関すること。 第7 (略) 第3節 (略) 第3編 津波災害対策 第1章 災害予防 (略) 第1節 防災に関する計画等の整備 迅速な対応が<u>迫</u>られるため、避難経路、指定避難所等の設定及び点検や児童生徒等の保護者への引渡しの基準及び方法の設定等、あらかじめ対応マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づいた訓練を通して、避難完了するまでの時間の把握、明らかになった課題等の改善を行うことにより、児童生徒等の安全確保が適切に行われるものとなるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 <u>更に</u>、外部の専門家の確認及び助言を受け改善を図る等、対応マニュアルが、
--	---

が、一層充実したものとなるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第2節、第3節 (略)

第2章 災害応急対策

(略)

第1節 気象及び災害情報の収集、伝達

- ・ 津波災害が発生するおそれがある場合、気象官署その他の関係機関との緊密な連絡を保ち、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、気象及び災害情報の収集に努める。

- ・ (略)

第2節 学校等における安全対策

(1) 児童生徒等の安全の確保

- ・ 学校教育活動中に津波災害が発生するおそれがある場合、最大クラスの津波を前提とし、素早い避難行動を行うことにより、児童生徒等の安全対策に万全を期するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

- ・ (略)

(2) 大学病院の患者等の安全の確保

- ・ 大学病院における患者等について、安全確保のため、最大クラスの津波を前提とし、必要に応じ、安全な場所への集団避難を適切に行い、患者の安全対策に万全を期するよう、指導及び助言を行う。

第3章～第4章 (略)

第4編 風水害、火山災害その他の災害対策

第1章 災害予防

一層充実したものとなるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第2節、第3節 (略)

第2章 災害応急対策

(略)

第1節 気象及び災害情報の収集、伝達

- ・ 津波災害が発生するおそれがある場合、気象官署その他関係機関との緊密な連絡を保ち、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、気象及び災害情報の収集に努める。

- ・ (略)

第2節 児童生徒等の安全対策

- ・ 学校教育活動時中に津波災害が発生するおそれがある場合、最大クラスの津波を前提とし、素早い避難行動を行うことにより、児童生徒等の安全対策に万全を期するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

- ・ (略)

- ・ 大学病院における患者等について、安全確保のため、最大クラスの津波を前提とし、必要に応じ、安全な場所への集団避難を適切に行い、患者の安全対策に万全を期するよう、指導及び助言を行う。

第3章～第4章 (略)

第4編 風水害、火山災害その他の災害対策

第1章 災害予防

(略) 第1節 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第1節 気象及び災害情報の収集、伝達 (略) - 学校等において、児童生徒等及び教職員並びに大学病院の患者等に、災害に関する予報、警報<u>等</u>を迅速かつ正確に伝達するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 第2節 <u>学校等における安全対策</u> (1) <u>児童生徒等の安全の確保</u> - 災害が発生するおそれがある<u>などにより</u>、授業を実施することが困難と思われる<u>場合</u>、臨時に授業を行わないこと等の措置を適切に講じ、児童生徒等及びその保護者に対し、当該措置が確実に伝達されるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 (2) <u>大学病院の患者等の安全の確保</u> - 大学病院における患者等について、安全確保のため、予測される災害の規模等を勘案し、必要に応じ、安全な場所への集団避難を適切に行	(略) 第1節 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 第1節 気象及び災害情報の収集、伝達 (略) - 学校等において、児童生徒等及び教職員並びに大学病院の患者等に、災害に関する予報、警報<u>及び警告</u>を迅速かつ正確に伝達するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 第2節 <u>児童生徒等の安全対策</u> (1) <u>臨時休業等の措置</u> - 災害が発生するおそれがある<u>場合</u>、授業を実施することが困難と思われる<u>ときには</u>、臨時に授業を行わないこと等の措置を適切に講じ、児童生徒等及びその保護者に対し、当該措置が確実に伝達されるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 (2) <u>学校等における安全対策</u> <u>学校教育活動時中に災害が発生するおそれがある場合は、予測される災害の規模等を勘案し、必要に応じ、臨時に授業を行わないこと等の措置を適切に講じ、保護者への引渡し、学校での適切な保護又は児童生徒等の安全な場所への集団避難等を適切に行い、児童生徒等の安全対策に万全を期するよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。</u> - 大学病院における患者等について、安全確保のため、予測される災害の規模等を勘案し、必要に応じ、安全な場所への集団避難を適切に行
---	---

い、患者の安全対策に万全を期するよう、指導及び助言を行う。 第3節～第4節 (略) 第3章～第4章 (略) 第5編 (略) 第6編 (略) 第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 この編においては、大規模地震対策特別措置法の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、地震防災に関し必要な体制を定めるとともに、地震防災応急対策、地震防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報（以下「地震防災応急対策等」という。）に関する必要な事項、それを実施するために必要な関係機関に対する<u>指導、助言及び援助</u>について定める。 第1節 防災体制に関する事項 第1 文部科学省等における地震防災体制の整備 - 文部科学省は、<u>第2編 地震災害対策によるほか</u>、本編で定めるところにより、地震防災応急対策等を実施するとともに、学校等における地震防災応急対策等の計画及び実施について、都県<u>及び</u>市町村の地震防災強化計画<u>並びに</u>学校等における地震防災応急計画において具体的に定めるよう都県、市町村、国立学校等<u>及び</u>私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。 (略)	い、患者の安全対策に万全を期するよう、指導及び助言を行う。 第3節～第4節 (略) 第3章～第4章 (略) 第5編 (略) 第6編 (略) 第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 この編においては、大規模地震対策特別措置法の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、地震防災に関し必要な体制を定めるとともに、地震防災応急対策、地震防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報（以下「地震防災応急対策等」という。）に関する必要な事項、それを実施するために必要な関係機関に対する<u>指導及び助言並びに援助</u>について定める。 第1節 <u>地震</u>防災体制の整備 第1 文部科学省等における地震防災体制の整備 - 文部科学省は、本編で定めるところにより、地震防災応急対策等を実施するとともに、学校等における地震防災応急対策等の計画及び実施について、都県<u>若しくは</u>市町村の地震防災強化計画<u>又は</u>学校等における地震防災応急計画において具体的に定めるよう都県、市町村、国立学校等<u>又は</u>私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。 (略)
---	---

第2 (略)

第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項¹

第1 東海地震予知情報等の伝達等

- 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他これらに関連する情報（以下「東海地震予知情報等」という。）について、文部科学省から都県、市町村及び学校等への伝達並びに避難状況等の学校等からの報告（以下この編において「情報の伝達等」という。）の経路については、次のように取り扱う。なお、都県、市町村及び学校等以外への東海地震予知情報等の伝達の経路及び方法は別に定める。

東海地震予知情報等の伝達に際しては、できるだけ平明な表現を用い、反復して確実を期するように努める。

(注釈)

¹ 気象庁において、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、令和8年●月●日現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。

- (略)
- (略)

第2～第4 (略)

第5 地震災害発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

- 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要となる資機材、人員等の配備手配について地震防災応急計画に明示する

第2 (略)

第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 東海地震予知情報等の伝達等

- 東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他これらに関連する情報（以下「東海地震予知情報等」という。）について文部科学省から都県、市町村及び学校等への伝達並びに避難状況等の学校等からの報告（以下この編において「情報の伝達等」という。）の経路については、次のように取り扱う。なお、都県、市町村及び学校等以外への東海地震予知情報等の伝達の経路及び方法は別に定める。

東海地震予知情報等の伝達に際しては、できるだけ平明な表現を用い、反復して確実を期するように努める。

- (略)
- (略)

第2～第4 (略)

第5 地震災害発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

- 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要となる資機材、人員等の配備手配について計画に明示するよう、指導及

よう、指導及び助言を行う。 この場合において、寄宿舎を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品等の備蓄の量に特に配慮する。 第6 警戒宣言前の情報に基づく準備行動 - 学校等において、警戒宣言前の情報に基づき、政府による準備行動を行う旨の公表があった場合は、<u>安全確保対策等として</u>、必要に応じ児童生徒等<u>を帰宅させる</u>等のある程度時間を要する準備行動をとるよう、指導及び助言を行う。 第7 警戒宣言発令時の広報 - 学校等において、警戒宣言が発せられた場合における東海地震予知情報等の内容、交通規制の実施状況等について、児童生徒等<u>の</u>当該施設の利用者等に対して行う緊急広報の方法を<u>地震防災応急</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第8 施設の管理又は運営に関する対策 - 大学の動物実験施設<u>等</u>において、警戒宣言が発せられた場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制を<u>地震防災応急</u>計画に明示するとともに、地震発生の場合の危険防止措置の具体的内容、実施方法等について明示するよう、指導及び助言を行う。 - 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全上実施すべき措置について<u>の方針を地震防災応急</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、地震の発生の危険に鑑み、原則として工事<u>を</u>中断<u>し</u>、特別の必要により補強、落下防止等の措置を<u>講ずる</u>ものについては、作業員の安全に特に配慮する。	び助言を行う。 この場合において、寄宿舎を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品等の備蓄の量に特に配慮する。 第6 警戒宣言前の情報に基づく準備行動 - 学校等において、警戒宣言前の情報に基づき、政府による準備行動を行う旨の公表があった場合は、必要に応じ<u>た</u>児童生徒等<u>の</u>帰宅等の<u>安全確保対策等</u>ある程度時間を要する準備行動をとるよう、指導及び助言を行う。 第7 警戒宣言発令時の広報 - 学校等において、警戒宣言が発せられた場合における東海地震予知情報等の内容、交通規制の実施状況等について、児童生徒等当該施設の利用者等に対して行う緊急広報の方法を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第8 施設の管理又は運営に関する対策 <u>動物園及び</u>大学<u>等</u>の動物実験施設において、警戒宣言が発せられた場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制を計画に明示するとともに、地震発生の場合の危険防止措置の具体的内容、実施方法等について明示するよう、指導及び助言を行う。 - 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全上実施すべき措置について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、地震の発生の危険に鑑み、原則として、<u>工事の</u>中断<u>の措置を講ずる</u>。特別の必要により補強、落下防止等の措置を<u>実施する</u>ものについては、作業員の安全に特に配慮する。
---	---

・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、地震が発生した場合に生じる可能性のある火災等を防止するため、<u>必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して地震防災応急計画に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。</u> ・ 東海地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、文教施設の耐震化を促進する。 第9 警戒宣言に伴う退避等 ・ (略) ・ (略) ・ 大学病院、社会教育施設、社会体育施設等<u>の</u>不特定かつ多数の者が出入りする施設（以下「大学病院等」という。）において、患者、観客、顧客、宿泊者等に東海地震予知情報等を伝達する方法を<u>地震防災応急計画</u>に明示するとともに、これらの者の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置を<u>地震防災応急計画</u>に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ 学校等が避難対象地区にあるときは、指定避難所等、避難ルート、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を<u>地震防災応急計画</u>に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ (略) ・ (略) ・ (略) 第3節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項	・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、地震が発生した場合に生じる可能性のある火災等を防止するため必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ 東海地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、<u>学校</u>文教施設の耐震化を促進する。 第9 警戒宣言に伴う退避等 ・ (略) ・ (略) ・ 大学病院、社会教育施設、社会体育施設等不特定かつ多数の者が出入りする施設（以下「大学病院等」という。）において、患者、観客、顧客、宿泊者等に東海地震予知情報等を伝達する方法を計画に明示するとともに、これらの者の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ 学校等が避難対象地区にあるときは、指定避難所等、避難ルート、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を計画に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ (略) ・ (略) ・ (略) 第3節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項
--	--

地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施する。

また、都県、市町村及び学校等において、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を地震防災強化計画及び地震防災応急計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練は、警戒宣言前の準備態勢、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係るものについて行う。

第4節 （略）

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

この編においては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、防災体制、津波からの円滑な避難の確保、時間差発生等における円滑な避難の確保、防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報等（以下「地震防災対策」という。）に関する必要な事項、それを実施するために必要な関係機関に対する指導、助言及び援助について定める。

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、都府県及び市町村の推進計画並びに学校等における対策計画において具体的に定めるよう都府県、市町村、国立学校等及び私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施する。

また、都県、市町村及び学校等において、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、警戒宣言前の準備態勢、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係るものについて行う。

第4節 （略）

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

この編においては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、防災体制、津波からの円滑な避難の確保、時間差発生等における円滑な避難の確保、防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報等（以下「地震防災対策」という。）に関する必要な事項、それを実施するために必要な関係機関に対する指導及び助言並びに援助について定める。

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、都府県若しくは市町村の推進計画又は学校等における対策計画において具体的に定めるよう都府県、市町村、国立学校等又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。

・ (略) ・ (略) ・ (略) 第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制 ・ (略) ・ 都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発せられた場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について、<u>推進計画及び対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第3 地震発生時の応急対策 ・ 都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について<u>推進計画及び対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4 物資の備蓄 ・ 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・燃料・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、寄宿舍を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、医薬品等	・ (略) ・ (略) ・ (略) 第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制 ・ (略) ・ 都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発せられた場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第3 地震発生時の応急対策 ・ 都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4 物資の備蓄 ・ 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・燃料・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、寄宿舍を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、医薬品等
--	--

を加えたこれらの備蓄の量について特に配慮する。 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1 津波に関する情報の伝達等 ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、津波警報等を伝達する方法を<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 また、施設が海岸近くにある場合には、<u>津波警報等が発表されたときのほか</u>、強い<u>揺れ</u>を感じたとき、又は弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう患者等に対し伝達する方法を<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第2 避難対策等 ・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に<u>対策</u>計画に明示するとともに、保護者との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するように努めるよう、指導及び助言を行う。 この場合において、児童生徒等の要配慮者の避難誘導について配慮する。 ・ 学校等において、必要な安全確保対策を<u>対策</u>計画に明示する場合、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、<u>又は揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても</u>、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを<u>明示すること</u>を原則とする。<u>また</u>、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要	を加えたこれらの備蓄の量について特に配慮する。 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1 津波に関する情報の伝達等 ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、津波警報等を伝達する方法を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 また、施設が海岸近くにある場合には、強い<u>地震</u>を感じたとき、又は弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう患者等に対し、<u>伝達</u>する方法を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第2 避難対策等 ・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に計画に明示するとともに、保護者との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するように努めるよう、指導及び助言を行う。 この場合において、児童生徒等の要配慮者の避難誘導について配慮する。 ・ 学校等において、必要な安全確保対策を計画に明示する場合、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき<u>は</u>、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、<u>揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難すること</u>を原則とする。<u>その後</u>、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる
--	--

する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する<u>ことを対策計画に明示</u>するよう、指導及び助言を行う。 - 大学病院等において、患者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 その際、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を指定避難所等とすることも考慮する。 第3 施設の管理又は運営に関する対策 （略） - 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。 - 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して<u>対策</u>計画に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。 （略） （略） 第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する<u>旨の計画を作成</u>するよう、指導及び助言を行う。 - 大学病院等において、患者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 その際、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を指定避難所等とすることも考慮する。 第3 施設の管理又は運営に関する対策 （略） - 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。 - 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して計画に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。 （略） （略） 第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
--	---

第1 (略) 第2 対策をとるべき期間等 - 都府県、市町村及び学校等において、先発地震後に前項の臨時情報が発表されている間、後発地震に対して警戒・注意する措置をとるものとし、その内容を<u>推進計画及び対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第3 避難対策等 - 津波防災地域づくりに関する法律 <u>(平成 23 年法律第 123 号)</u> 第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、南海トラフ地震に伴い発生する津波により浸水深30cm以上の浸水が想定される区域に位置する幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、<u>対策</u>計画に明示するよう、指導・助言を行う。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。 - 国からの指示が発せられた場合において、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに<u>地域住民等</u>の避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に学校があるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を<u>対策</u>計画に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。 - 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に伝達する方法及び患者等の	第1 (略) 第2 対策をとるべき期間等 - 都府県、市町村及び学校等において、先発地震後に前項の臨時情報が発表されている間、後発地震に対して警戒・注意する措置をとるものとし、その内容を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第3 避難対策等 - 津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、南海トラフ地震に伴い発生する津波により浸水深30cm以上の浸水が想定される区域に位置する幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、計画に明示するよう、指導・助言を行う。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。 - 国からの指示が発せられた場合において、<u>地域住民等</u>が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に学校があるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を計画に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。 - 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に伝達する方法及び患者等の
--	--

保護等の方法について、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して対策計画に明示するよう、指導及び助言を行う。また、当該施設が事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）内にあるときは、患者等の避難誘導方法、避難誘導実施責任者及び安全確保のための措置等を対策計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第4 施設の管理又は運営に関する対策

- ・ 大学の動物実験施設等において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等について対策計画に明示するよう、指導及び助言を行う。
- ・ 学校等において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針を対策計画に明示するよう、指導及び助言を行う。
- ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に対策計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第4節～第6節 （略）

保護等の方法について、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して計画に明示するよう、指導及び助言を行う。また、当該施設が事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）内にあるときは、退避後の患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第4 施設の管理又は運営に関する対策

- ・ 大学の動物実験施設等において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。
- ・ 学校等において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。
- ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第4節～第6節 （略）

第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

この編においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、地震防災対策に関する必要な事項、それを実施するために必要な関係機関に対する指導、助言及び援助について定める。

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- ・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、道県及び市町村の推進計画並びに学校等における対策計画において具体的に定めるよう道県、市町村、国立学校等及び私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。
- ・ (略)
- ・ 文部科学省は、日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生し、気象庁が後発地震への注意を促す情報（以下「後発地震への注意を促す情報」という。）²を発信した場合においては、後発地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

(注釈)

² 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生し、後発地震の発生が高まった場合に気象庁から発信される情報

第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

この編においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、文部科学省の所掌事務について、地震防災対策に関する必要な事項、それを実施するために必要な関係機関に対する指導及び助言並びに援助について定める。

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- ・ 文部科学省は、第2編 地震災害対策によるほか、本編で定めるところにより、地震防災対策を実施するとともに、学校等における地震防災対策の計画及び実施について、道県若しくは市町村の推進計画又は学校等における対策計画において具体的に定めるよう道県、市町村、国立学校等又は私立大学等に対し、必要な指導及び助言を行う。
- ・ (略)
- ・ 文部科学省は、日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生し、気象庁が後発地震への注意を促す情報（以下「後発地震への注意を促す情報」という。）^{※1}を発信した場合においては、後発地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

※1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生し、後発地震の発生が高まった場合に気象庁から発信される情報

第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制 ・ (略) ・ 道県、市町村及び学校等において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合及び後発地震への注意を促す情報等が発信された場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について、<u>推進計画及び対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第3 地震発生時の応急対策 ・ 道県、市町村及び学校等において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について<u>推進計画及び対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4 物資の備蓄 ・ 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・燃料・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、寄宿舎を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、医薬品等を加えたこれらの備蓄の量について特に配慮する。 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1 津波に関する情報の伝達等	第2 災害対策本部等の設置及び要員参集体制 ・ (略) ・ 道県、市町村及び学校等において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合及び後発地震への注意を促す情報等が発信された場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第3 地震発生時の応急対策 ・ 道県、市町村及び学校等において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、及び二次災害防止のための必要な措置等の必要な応急対策について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4 物資の備蓄 ・ 学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・燃料・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、寄宿舎を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、医薬品等を加えたこれらの備蓄の量について特に配慮する。 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
--	---

・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、津波警報等を伝達する方法を<u>対策計画</u>に明示するよう、指導及び助言を行う。 また、施設が海岸近くにある場合には、津波警報等が発表されたとき<u>のほか</u>、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、<u>津波警報等の発表が行われる前であっても</u>、直ちに避難するよう患者等に対し伝達する方法を<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第2 避難対策等 ・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を<u>具体的に対策</u>計画に明示するとともに、保護者との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するように努めるよう、指導及び助言を行う。 この場合において、児童生徒等の要配慮者の避難誘導について配慮する。 ・ 学校等において、必要な安全確保対策を<u>対策</u>計画に明示する場合、強い揺れ<u>(震度4程度以上)</u>を感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、<u>又は</u>揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを<u>明示することを</u>原則とする。<u>また</u>、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する<u>ことを対策</u>	第1 津波に関する情報の伝達等 ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、津波警報等を伝達する方法を明示するよう、指導及び助言を行う。 また、施設が海岸近くにある場合には、津波警報等が発表されたとき<u>又はそれらが発表される前であっても</u>、強い揺れを感じたとき、又は、<u>弱い</u>揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう患者等に対し、<u>伝達</u>する方法を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第2 避難対策等 ・ 学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を計画に<u>具体的に</u>明示するとともに、保護者との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するように努めるよう、指導及び助言を行う。 この場合において、児童生徒等の要配慮者の避難誘導について配慮する。 ・ 学校等において、必要な安全確保対策を計画に明示する場合、強い揺れを感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。<u>その後</u>、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安
---	---

計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

- ・ 大学病院等において、患者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を対策計画に明示するよう、指導及び助言を行う。避難誘導方法について、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

その際、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を指定避難所等とすることも考慮する。

第3 施設の管理又は運営に関する対策

- ・ （略）
- ・ 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を対策計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

- ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して対策計画に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。
- ・ （略）
- ・ （略）

全確保対策を実施する旨の計画を作成するよう、指導及び助言を行う。

- ・ 大学病院等において、患者等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を明示するよう、指導及び助言を行う。避難誘導方法について、積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

その際、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を指定避難所等とすることも考慮する。

第3 施設の管理又は運営に関する対策

- ・ （略）
- ・ 学校等において、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

- ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して計画に具体的に明示するよう、指導及び助言を行う。
- ・ （略）
- ・ （略）

第3節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 第1 (略) 第2 対策をとるべき期間等 ・ 道県、市町村及び学校等において、先発地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容を<u>推進計画及び対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第3 避難対策等 ・ 津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき道県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波による浸水想定に準じ、道県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴い発生する津波により浸水深30cm以上の浸水が想定される区域に位置する幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、<u>対策</u>計画に明示するよう、指導・助言を行う。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。 ・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合に伝達する方法及び患者等の保護等の方法について、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4 施設の管理又は運営に関する対策 ・ 大学の動物実験施設等において、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずる	第3節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 第1 (略) 第2 対策をとるべき期間等 ・ 道県、市町村及び学校等において、先発地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第3 避難対策等 ・ 津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき道県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波による浸水想定に準じ、道県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波により浸水深30cm以上の浸水が想定される区域に位置する幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、計画に明示するよう、指導・助言を行う。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。 ・ 大学病院等において、患者、観客、宿泊者等に対し、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合に伝達する方法及び患者等の保護等の方法について、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4 施設の管理又は運営に関する対策 ・ 大学の動物実験施設等において、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずる
---	--

こととし、その具体的内容、実施方法等について<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ 学校等において、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針を<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に<u>対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4節 防災訓練に関する事項 推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施する。 また、道県、市町村及び学校等において、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を<u>推進計画及び対策</u>計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第5節～第6節 (略)	こととし、その具体的内容、実施方法等について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ 学校等において、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4節 防災訓練に関する事項 推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施する。 また、道県、市町村及び学校等において、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第5節～第6節 (略)
--	--